

# 人口動態調査事務システム標準化第 1 回検討会資料

---

2024年 9月18日

# 目次

---

- 背景と目的..... P. 3
- 標準仕様書【第2.0版】改定スケジュール ..... P. 4
- 標準仕様書全体に影響する箇所の説明..... P. 5
- 個別の論点の説明..... P.12

# 目的と背景

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを受け、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）が定められ、**令和5年3月29日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）」の一部改正により、人口動態調査事務も標準化対象事務に追加**された。

このため、人口動態調査事務において市区町村で導入されている人口動態調査事務システムについて、令和4年10月7日閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「基本方針」という。）などを踏まえ、**令和5年度は、有識者（自治体、開発ベンダー等）が参画する検討会を立ち上げ、標準化の範囲や標準仕様の内容等の論点に関して議論を進めるとともに、地方自治体への照会等を行った上で、8月31日に標準仕様書【第1.0版】を公表した**ところである。

**令和6年度においては、制度改正の対応及び関連業務やシステムの変更による影響を調査し、標準仕様書の改定の要否について検討を行う必要**がある。

また、基本方針において、地方公共団体は標準化対象事務に係る基幹業務システムについて、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされていることから、標準準拠システムの開発過程において生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等へ対応し、技術的調整の結果として標準仕様書の改定が必要となる見込みである。

なお、デジタル庁で定める統一的な検討方針策定への対応も併せて行う必要がある。

上記、調査研究等の結果、標準仕様書の改定の要否について検討を行うとともに、**必要に応じて令和7年1月を目処に標準仕様書【第1.0版】を改定し、標準仕様書【第2.0版】を公表**する。

# 標準仕様書【第2.0版】の改定スケジュール

- 標準仕様書【第2.0版】の改定スケジュールは下記のとおり。

作業者	6月・7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
検討会			第1回 (9/18)	第2回 (10月下旬)			第3回 (1月中旬)	
全国意見照会						全国意見照会 11月中旬～ 12月上旬	標準仕様書【第2.0版】公表 (1月末)	
標準仕様書作成 事業者	アンケート発出 (6/11)	アンケート 集計	標準仕様書 【第2.0版】 改定素案作成	意見反映	意見 反映	全国意見照会 意見反映	意見 反映	
開発事業者 (5ベンダー)	アンケート 回答							
自治体 (福島県いわき市、 千葉県酒々井町、 東京都新宿区、東京 都大田区、東京都 江戸川区、三重 県津市、大阪府大 阪市、佐賀県伊万 里市、沖縄県今帰 仁村)	アンケート 回答							



## 標準仕様書全体に影響する箇所の説明

# 標準仕様書【第2.0版】改定項目一覧

- 標準仕様書【第2.0版】について、全体に影響する改定内容は下記のとおり。

No.	カテゴリ	改定項目	影響箇所	備考
1	デジタル庁の方針への対応	帳票ID採番の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>(別紙3) 帳票詳細要件</li><li>(別紙4) 帳票レイアウト</li></ul>	
2		適合基準日欄の追加対応 (※ 2 - 1 .改定履歴の追加対応)	<ul style="list-style-type: none"><li>標準仕様書 (本編)</li><li>(別紙1) 業務フロー</li><li>(別紙2-2) 管理項目</li><li>(別紙3) 帳票詳細要件</li><li>(別紙4) 帳票レイアウト</li></ul>	※適合基準日欄の追加対応から派生

# 1. 帳票ID採番の対応（1/2）

- 帳票IDは、デジタル庁が公表した地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針【第1.4版】に定められている。また、帳票IDは、帳票毎に一意にコードを定める事とされており、3桁の業務ID及び4桁の帳票コードを合わせた、合計7桁の帳票IDを採番することが示されている。
- 人口動態調査事務システム標準仕様書【第1.0版】では、12帳票を示しているが、帳票IDの採番は未対応であるため採番を行う。

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針  
【第1.4版】

令和6年8月21日 デジタル庁  
(令和4年7月7日作成、令和4年8月30日改定、  
令和5年3月30日改定、令和5年6月30日改定、  
令和6年2月14日改定、令和6年8月21日改定)

1. 業務ID

- 業務IDは、標準化対象事務を、システム間で連携する単位に一意に定めることを目的に規定する。
- データ要件・連携要件の標準に係る適合確認の最小単位は、業務IDの単位とする。
- 業務IDは、表1のとおりとする（3桁のID）。
- 業務の廃止をする場合には、当該業務の業務IDは欠番とする。
- 業務を新たに追加する場合には、付与済みの業務IDの末番の次の番号から順に、新たな業務IDを付与する。
- 業務の分割をする場合には、原則、当該業務の業務IDは欠番とするが、当該業務の制度所管府省からの申出により、当該業務IDを残すことができる。

表1 業務ID一覧

業務ID	業務機能名
001	住民基本台帳
002	印鑑登録
003	戸籍
004	戸籍の附票
005	選挙（共通）
006	選挙人名簿管理
007	期日前・不在者投票管理
008	当日投票管理
009	在外選挙管理
010	個人住民税
011	法人住民税
012	固定資産税
013	軽自動車税
014	収納管理（税務システム）
015	滞納管理（税務システム）
016	地方税（共通）
017	学齢簿編製

実装類型	修正	実装必須機能から標準オプション機能に修正	機能IDをそのまま利用し、修正する
要件の考 え方・理 由、備考 欄	補記	機能要件の考え方等のみを加除	機能IDをそのまま利用し、訂正する

4. 帳票ID

- 帳票IDは、帳票毎を一意に定めることを目的に規定する。
- 帳票IDは、3桁の業務ID及び4桁の帳票コードを合わせた、合計7桁のIDである。
- 帳票コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。
- 一度、付与した帳票IDは変更しない。
- 帳票の削除(分割を含む。)をする場合には、当該帳票の帳票IDは欠番とする。
- 帳票を新たに追加する場合には、付与済みの帳票IDの末番の次の番号から順に、新たな帳票IDを付与する。

5. データ項目ID

## 4. 帳票ID

- 帳票IDは、帳票毎を一意に定めることを目的に規定する。
- 帳票IDは、3桁の業務ID及び4桁の帳票コードを合わせた、合計7桁のIDである。
- 帳票コードは、重複なく、かつ、飛び番がないように付番する。
- 一度、付与した帳票IDは変更しない。
- 帳票の削除(分割を含む。)をする場合には、当該帳票の帳票IDは欠番とする。
- 帳票を新たに追加する場合には、付与済みの帳票IDの末番の次の番号から順に、新たな帳票IDを付与する。

# 1. 帳票ID採番の対応 (2/2)

- 下記のとおり、帳票IDの採番イメージと対象となる帳票の一覧を示す。

## 対象帳票一覧

帳票ID	対象帳票	対象仕様書
0380001	人口動態調査出生票	(別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト
0380002	人口動態調査死亡票	
0380003	人口動態調査死産票	
0380004	人口動態調査婚姻票	
0380005	人口動態調査離婚票	
0380006	備考欄別紙	
0380007	事件簿 (出生、死亡、婚姻、離婚用)	
0380008	事件簿 (死産票)	
0380009	人口動態調査票市町村送付票	
0380010	外字出現情報一覧表	
0380011	受理証明書 (死産)	
0380012	媒体出力内容	

## 帳票ID採番イメージ

(別紙3) 帳票詳細要件

業務	1. 調査票	帳票ID	0380001	適用基準日	令和8年4月1日
帳票名称	1.1. 人口動態調査出生票				
備考					
連番	システム印字項目	必須	オプション	不可	印字編集条件など
1	市区町村受付年月日	●			和暦表記 (年月日)
2	市区町村符号及び保健所符号	●			市区町村・保健所符号を印字。
3	事件簿番号	●			1月1日～12月31日の1年間における各届書毎の一連番号
4	子の氏名	●			氏+全角スペース+名
5	父母との続き柄	●			「嫡出子」、「嫡出でない子」のうち該当する欄に「/」を印字。
6	男女別	●			「男」、「女」のうち該当する欄に「/」を印字。
7	生まれたとき	●			年月日は「和暦表記 (年月日)」とする。 時刻は「午前」、「午後」のうち該当する欄に「/」を印字し、時間を印字。
8	生まれたところ	●			「日本」、「日本外」のうち該当する欄に「/」を印字。
9	子の住所	●			生まれたところで日本が選択されている場合、「届出地と同じ市区町村」、「届出地以外の市区町村」のうち該当する欄に「/」を印字。 生まれたところで日本外が選択されている場合、「外国」に「/」を印字。 住所が外国の場合は「都道府県」欄等の区切りを無視してもよい。また、国名、州名又は都市名のみでよい。
10	都道府県名	●			
11	市、郡、特別区名	●			
12	町、村、指定都市の区又は総合区名	●			
13	指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート、マンション、極方	●			
14	市区町村符号	●			市区町村符号を印字。
15	保健所符号	●			保健所符号を印字。
16	父の氏名	●			氏+全角スペース+名
17	父の生年月日	●			和暦表記 (年月日)
18	母の氏名	●			氏+全角スペース+名
19	母の生年月日	●			和暦表記 (年月日)

## (別紙4) 帳票レイアウト

黒文字…実装必須帳票  
青文字…標準オプション帳票

業務	帳票名称	帳票ID	頁番号
人口動態調査事務	1.1. 人口動態調査出生票	0380001	3
	1.2. 人口動態調査死亡票	0380002	4
	1.3. 人口動態調査死産票	0380003	5
	1.4. 人口動態調査婚姻票	0380004	6
	1.5. 人口動態調査離婚票	0380005	7
	1.6. 事件簿 (出生、死亡、婚姻、離婚用)	0380007	8
	1.7. 事件簿 (死産用)	0380008	9
	1.8. 人口動態調査票市町村送付票	0380009	10
	1.9. 外字出現情報一覧表	0380010	11
	1.10. 受理証明書 (死産)	0380011	12
	1.11. 備考欄別紙	0380006	13
	1.12. 媒体出力内容	0380012	14

## 2. 適合基準日欄の追加対応（1 / 2）

- 「標準仕様書間の横並び調整方針（令和6年8月7日改定）」の2.標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関することについて、帳票ID単位で帳票を示す資料（=（別紙3）帳票詳細要件）について、いつまでに帳票を実装する必要があるかを明確にするため、下記の条件が記載されている。
  - 適合基準日を記載する欄を設け、実装必須機能とされる帳票要件については、適合基準日を記載すること。
  - 既存の帳票要件の内容を変更する場合に、最新の適合基準日を適合基準日欄に追加し、従前の適合基準日は備考欄等に記載すること。

### 標準仕様書間の横並び調整方針

（令和6年8月7日改定）

性があることから、改定内容について、適合基準日を明示すること。

(2) 令和5年3月末までに公開した標準仕様書機能要件の取扱いについて  
令和5年8月に改定の予定がない標準仕様書については、令和5年3月末までに公開した標準仕様書の直前の版からの改定箇所を、任意の様式を用いて、エクセル等の加工可能なファイル形式で速やかに明示すること。

○ なお、機能要件の説明に必要な図表等資料については、機能要件とは別冊で作成することを可とし、ファイル形式は問わない。

○ また、標準仕様書のうち、帳票要件については、いつまでに帳票を実装する必要があるかを明確化するため、次の(1)及び(2)について遵守すること。

(1) 標準仕様書帳票要件の適合基準日について  
帳票要件のうち、帳票 ID 単位で帳票を示す資料において、適合基準日の欄を設けること。また、実装必須機能とされている帳票要件については、適合基準日を明示すること。

(2) 標準仕様書帳票要件を改定する場合の適合基準日について  
既存の帳票要件について帳票 ID を変更せずに帳票要件の内容を変更する場合には、最新の帳票要件の適合基準日を適合基準日の欄に記載した上で、従前の帳票要件の適合基準日を帳票要件の備考欄等に記載すること。  
なお、帳票 ID 単位で明示することで差支えない。

### 3. マイナポータルびつたりサービスに関すること

○ マイナポータルびつたりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。

「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に従って構築された申請管理システムと基幹業務システムとの申請データの連携方法については、当該仕様書にて規定される以下の方式3、4（基幹業務システムの改修を要する方式）についても、過渡的な対応として認められることから、その旨を機能要件及び「要件の考え方・理由」等において記載することとする。

○ また、標準仕様書のうち、帳票要件については、いつまでに帳票を実装する必要があるかを明確化するため、次の(1)及び(2)について遵守すること。

### (1) 標準仕様書帳票要件の適合基準日について

帳票要件のうち、帳票 ID 単位で帳票を示す資料において、適合基準日の欄を設けること。また、実装必須機能とされている帳票要件については、適合基準日を明示すること。

### (2) 標準仕様書帳票要件を改定する場合の適合基準日について

既存の帳票要件について帳票 ID を変更せずに帳票要件の内容を変更する場合には、最新の帳票要件の適合基準日を適合基準日の欄に記載した上で、従前の帳票要件の適合基準日を帳票要件の備考欄等に記載すること。  
なお、帳票 ID 単位で明示することで差支えない。

## 2. 適合基準日欄の追加対応（2/2）

- 標準仕様書【第2.0版】の（別紙3）帳票詳細要件に適合基準日欄と備考欄を設けた。また、個別の項目が追加になった際に適合基準日を記載できるようにするため、改定履歴のページを追加する。

### 対象帳票一覧

帳票ID	対象帳票
0380001	人口動態調査出生票
0380002	人口動態調査死亡票
0380003	人口動態調査死産票
0380004	人口動態調査婚姻票
0380005	人口動態調査離婚票
0380006	備考欄別紙
0380007	事件簿（出生、死亡、婚姻、離婚用）
0380008	事件簿（死産票）
0380009	人口動態調査票市町村送付票
0380010	外字出現情報一覧表
0380011	受理証明書（死産）
0380012	媒体出力内容

### 適合基準日欄、備考欄の追加イメージ

(別紙3) 帳票詳細要件					
業務	1. 調査票	帳票ID	0380001	適合基準日	令和8年4月1日
帳票名称	1. 1. 人口動態調査出生票				
備考					
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	市区町村受付年月日	●			和暦表記（年月日）
2	市区町村符号及び保健所符号	●			市区町村・保健所符号を印字。
3	事件簿番号	●			1月1日～12月31日の1年間における各届書毎の一連番号
4	子の氏名	●			氏+全角スペース+名
5	父母との続き柄	●			「嫡出子」、「嫡出でない子」のうち該当する欄に「/」を印字。
6	男女別	●			「男」、「女」のうち該当する欄に「/」を印字。
7	生まれたとき	●			年月日は「和暦表記（年月日）」とする。 時刻は「午前」、「午後」のうち該当する欄に「/」を印字し、時間を印字。
8	生まれたところ	●			「日本」、「日本外」のうち該当する欄に「/」を印字。
9	子の住所	●			生まれたところで日本が選択されている場合、「届出地と同じ市区町村」、「届出地以外の市区町村」のうち該当する欄に「/」を印字。 生まれたところで日本外が選択されている場合、「外国」に「/」を印字。 住所が外国の場合は「都道府県」欄等の区切りを無視してもよい。また、国名、州名又は都市名のみでよい。

### 改訂履歴

(別紙3) 帳票詳細要件					
人口動態調査事務システム標準仕様書 帳票詳細要件【改定履歴】					
版数	改定日	主な改定理由	帳票ID	帳票IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
第1.0版	令和5年8月31日	初版公開	—	—	令和8年4月1日
第2.0版	令和7年1月31日	標準仕様書間の横並び調整方針(2024年8月7日改定)に伴い、帳票ID欄を新設し、帳票IDを付番	帳票詳細要件一覧 全ての帳票	新規付番	令和8年4月1日
第2.0版	令和7年1月31日	標準仕様書間の横並び調整方針(2024年8月7日改定)に伴い、適合基準日欄と備考欄を新設	全ての帳票	変更なし	令和8年4月1日

## 2 - 1. 改定履歴の追加対応（適合基準日欄の追加から派生）

- 「標準仕様書間の横並び調整方針（令和6年8月7日改定）」において、機能要件の改定時は、改定履歴を公開することが示されており、標準仕様書【第1.0版】の策定において、（別紙2-1）機能・帳票要件に改定履歴を設けた。
- 本紙の「2. 適合基準日の追加」において、標準仕様書【第2.0版】の（別紙3）機能詳細要件に改定履歴を追加しているが、改定履歴を設けることで、項目ごとの経緯と適合基準日の管理が可能になることから、他の標準仕様書についても改定履歴を追加して仕様を統一する。

改訂履歴の有無一覧

No.	標準仕様書	第1.0版	追加対象
1	標準仕様書（本編）	未	○
2	（別紙1）業務フロー	未	○
3	（別紙2-1）機能・帳票要件	○	—
4	（別紙2-2）管理項目	未	○
5	（別紙3）帳票詳細要件	未	○ 前項で追加
6	（別紙4）帳票レイアウト	未	○

改訂履歴

標準仕様書（本編）		標準仕様書		
本編【改訂履歴】				
版数	改定日	主な改定理由	改定箇所	適合基準日
第1.0版	令和5年8月31日	初版公開	—	令和8年4月1日
第2.0版	令和7年1月31日	（別冊）外部連携仕様書を追加	目次	令和8年4月1日
第2.0版	令和7年1月31日	人口動態調査オンライン報告システムとの連携は（別冊）外部連携仕様書に示すことを記述。	第3章 1 (5)	令和8年4月1日
第2.0版	令和7年1月31日	戸籍情報システムから死産届の情報を連携する図を追加	第3章 1 (5)	令和8年4月1日



## 個別の論点の説明

# 標準仕様書【第2.0版】改定項目一覧

- 標準仕様書【第2.0版】について、個別に影響する改定内容は下記のとおり。

No.	カテゴリ	改定項目	影響箇所	備考
1	アンケート結果を踏まえて改定する事項	事件簿のプレビュー表示機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(別紙2-1) 機能・帳票要件</li> </ul>	
2		送付票の出力日の登録機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(別紙2-1) 機能・帳票要件</li> </ul>	
3		死産届の受理証明書のプレビュー表示機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(別紙2-1) 機能・帳票要件</li> </ul>	
4		業務フローの記載事項の修正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(別紙1) 業務フロー</li> </ul>	
5	法改正により改定する事項	氏名の振り仮名の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(別紙2-2) 管理項目</li> </ul>	
6		共同親権の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(別紙2-2) 管理項目</li> </ul>	
7	事務局で改定が必要と判断した事項	人口動態調査オンライン報告システムとの連携仕様について	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準仕様書（本編）</li> <li>(別冊) 外部連携仕様書</li> </ul>	別冊を新設
8		調査票の備考欄の活用方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(別紙2-1) 機能・帳票要件</li> </ul>	
9		戸籍情報システムからの死産届データの連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準仕様書（本編）</li> <li>(別紙2-2) 管理項目</li> </ul>	
10		印刷設定の機能要件の変更について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(別紙2-1) 機能・帳票要件</li> </ul>	

# 1. 事件簿のプレビュー表示機能について

現状

- 事件簿の出カイメージに対するプレビュー表示機能については、標準仕様書【第1.0版】の（別紙2-1）機能・帳票要件には実装必須機能と定められている。
- アンケート結果より、現状の自治体の運用では大半の自治体が出カイメージを確認していないと回答している。
- アンケート結果より、ベンダーは画面の表示項目と印刷イメージが同じであれば、プレビュー表示機能の有無によって精度に差は生まれにくいと回答している。

方針

- アンケートの結果を踏まえ、事件簿のプレビュー表示機能は、**実装必須機能から標準オプション機能に変更する。**

仕様書案

標準仕様書【第2.0版】（別紙2-1）機能・帳票要件

大項目 : 02 事件簿

中項目 : 2.3 事件簿出力機能

小項目 : 2.3.1プレビュー表示

機能名称 : プレビュー表示

改定種別 : -

機能ID : 0380289

機能要件 : 事件簿の出カイメージを表示できること。

実装類型 : **標準オプション機能**

# Appendix) 標準仕様書の改定イメージ

- 標準仕様書（別紙2-1）機能・帳票要件の事件簿のプレビュー表示機能について、実装類型を実装必須機能から標準オプション機能に変更する。

## ■変更前 人口動態調査事務システム

### 機能・帳票要件【第1.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)  
◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
02 事件簿													
02 事件簿	2.2 事件簿一覧管理機能	2.2.4 削除	削除		0380288	事件簿情報を削除できること。			○	○			令和8年4月1日
02 事件簿	2.3 事件簿出力機能	2.3.1 プレビュー表示	プレビュー表示		0380289	事件簿の出力イメージを表示できること。			◎	◎			令和8年4月1日
02 事件簿	2.3 事件簿出力機能	2.3.2 出力	出力		0380290	事件簿及び番号簿(機能ID:0380285の一覧画面)を出力できること。			◎	◎	標準仕様書第三版「3-4業務概要」3-6-1		令和8年4月1日

## ■変更後 人口動態調査事務システム

### 機能・帳票要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)  
◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
02 事件簿													
02 事件簿	2.2 事件簿一覧管理機能	2.2.4 削除	削除		0380288	事件簿情報を削除できること。			○	○			令和8年4月1日
02 事件簿	2.3 事件簿出力機能	2.3.1 プレビュー表示	プレビュー表示		0380289	事件簿の出力イメージを表示できること。			○	○			令和8年4月1日
02 事件簿	2.3 事件簿出力機能	2.3.2 出力	出力		0380290	事件簿及び番号簿(機能ID:0380285の一覧画面)を出力できること。			◎	◎	標準仕様書第三版「3-4業務概要」3-6-1		令和8年4月1日

## 2. 送付票の出力日の登録機能について

現状

- 送付票の出力日の登録機能については、標準仕様書【第1.0版】の（別紙2-1）機能・帳票要件に実装必須機能と定められている。
- アンケート結果より、自治体の運用においては出力日ではなく送付日を使用している。
- アンケート結果より、ベンダーは出力日の登録機能が不要であると回答しており、出力日ではなく送付日が管理されていればシステムの機能として十分であると回答している。

方針

- アンケートの結果をふまえ、運用では送付票の出力日の登録機能を使用しないため**機能要件から削除する。**

仕様書案

標準仕様書【第2.0版】（別紙2-1）機能・帳票要件

機能ID : 0380307

機能要件：送付票に包含された調査票について、調査票送付日レコードに出力日が登録されること。

**上記の機能要件を削除する。**

# Appendix) 標準仕様書の改定イメージ

- 標準仕様書（別紙2-1）機能・帳票要件の出力日登録機能について、機能要件から削除する。

## ■変更前 人口動態調査事務システム

### 機能・帳票要件【第1.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)  
◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
03 人口動態調査市町村送付票	3.4 送付票出力機能	3.4.6 出力	出力		0380305	機能ID:0380304において、自動で事件簿番号を取得できること。			○	○			令和8年4月1日
03 人口動態調査市町村送付票	3.4 送付票出力機能	3.4.7 出力	出力		0380306	機能ID:0380302において、該当する調査票が存在しない場合は、メッセージを表示すること。			◎	◎	標準仕様書第三版「3-4業務概要」1-2-2「4-2画面メッセージ」M12028	(参考)「送付すべき調査票が存在しません。確認してください。(M12028)」	令和8年4月1日
03 人口動態調査市町村送付票	3.4 送付票出力機能	3.4.8 出力日登録	出力日登録		0380307	送付票に包含された調査票について、調査票送付日レコードに出力日が登録されること。			◎	◎			令和8年4月1日

## ■変更後 人口動態調査事務システム

### 機能・帳票要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)  
◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
03 人口動態調査市町村送付票	3.4 送付票出力機能	3.4.6 出力	出力		0380305	機能ID:0380304において、自動で事件簿番号を取得できること。			○	○			令和8年4月1日
03 人口動態調査市町村送付票	3.4 送付票出力機能	3.4.7 出力	出力		0380306	機能ID:0380302において、該当する調査票が存在しない場合は、メッセージを表示すること。			◎	◎	標準仕様書第三版「3-4業務概要」1-2-2「4-2画面メッセージ」M12028	(参考)「送付すべき調査票が存在しません。確認してください。(M12028)」	令和8年4月1日

### 3. 死産届の受理証明書のプレビュー表示機能について

現状

- 受理証明書の出カイメージに対するプレビュー表示機能については、標準仕様書【第1.0版】の（別紙2-1）機能・帳票要件には実装必須機能と定められている。
- アンケート結果より、自治体は、証明書の発行時の入力誤りを防ぐ目的でプレビュー機能を利用している。
- アンケート結果より、ベンダーによってはプレビュー画面ではなく入力画面で印刷イメージを表示しているため、プレビュー機能は不要ではないかという意見や、ペーパーレス等の社会的な流れを考慮するとプレビュー機能を実装した方がよいという意見が挙がった。

方針

- 機能要件の**死産票の受理証明書**を**死産届の受理証明書**に修正する。
- **入力画面上で出カイメージが確認できる機能の実装でも可とすることを機能要件欄に追加する。**
- 受理証明書のプレビュー表示機能について、**実装類型は実装必須機能のままとする。**

仕様書案

標準仕様書【第2.0版】（別紙2-1）機能・帳票要件

大項目 : 04受理証明書

中項目 : 4.4受理証明書出力機能

小項目 : 4.4.1プレビュー表示

機能名称 : プレビュー表示

改定種別 : -

機能ID : 0380311

機能要件 : 機能ID : 0380310で表示された死産票一覧から選択した死産票について**死産届の受理証明書**の出カイメージを表示できること。

**※入力画面上で出カイメージが確認できる機能の実装でも可とする。**

実装類型 : 実装必須機能

# Appendix) 標準仕様書の改定イメージ

- 標準仕様書（別紙2-1）機能・帳票要件の受理証明書のプレビュー表示機能について、入力画面上で出カイメージが確認できる機能の実装でも許容することを機能要件に追加する。

## ■変更前

### 人口動態調査事務システム

#### 機能・帳票要件【第1.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)  
 ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
04 受理証明書													
04 受理証明書	4.3 死産票一覧管理機能	4.3.1 検索結果	検索結果		0380310	機能ID:0380309の検索結果を一覧で表示できること。 ※1 受付日及び事件簿番号の降順で表示すること。 ※2 一覧画面において、進捗、事件簿番号、受付日、父の氏名、母の氏名、分娩日を表示すること。			◎	◎			令和8年4月1日
04 受理証明書	4.4 受理証明書出力機能	4.4.1 プレビュー表示	プレビュー表示		0380311	機能ID:0380310で表示された死産票一覧から選択した死産票の受理証明書について出カイメージを表示できること。			◎	◎			令和8年4月1日

## ■変更後

### 人口動態調査事務システム

#### 機能・帳票要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)  
 ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
04 受理証明書													
04 受理証明書	4.3 死産票一覧管理機能	4.3.1 検索結果	検索結果		0380310	機能ID:0380309の検索結果を一覧で表示できること。 ※1 受付日及び事件簿番号の降順で表示すること。 ※2 一覧画面において、進捗、事件簿番号、受付日、父の氏名、母の氏名、分娩日を表示すること。			◎	◎			令和8年4月1日
04 受理証明書	4.4 受理証明書出力機能	4.4.1 プレビュー表示	プレビュー表示		0380311	機能ID:0380310で表示された死産票一覧から選択した死産票について死産届の受理証明書の出カイメージを表示できること。 ※入力画面上で出カイメージが確認できる機能の実装でも可とする。			◎	◎			令和8年4月1日

## 4. 業務フローの記載事項の修正について

現状

- 標準仕様書【第1.0版】の（別紙1）業務フロー 1.6.受理証明書の交付（死産）の項目について、交付申請書を所定のファイルに綴るフローの説明文が「書類の編纂」という記載になっている。
- 本来、特定のルールに沿って書類をまとめる場合には「書類の編綴」と記載すべきである。

方針

- 標準仕様書（別紙1）業務フロー 1.6.受理証明書の交付（死産）の当該箇所について、**「書類の編纂」から「書類の編綴」に変更する。**

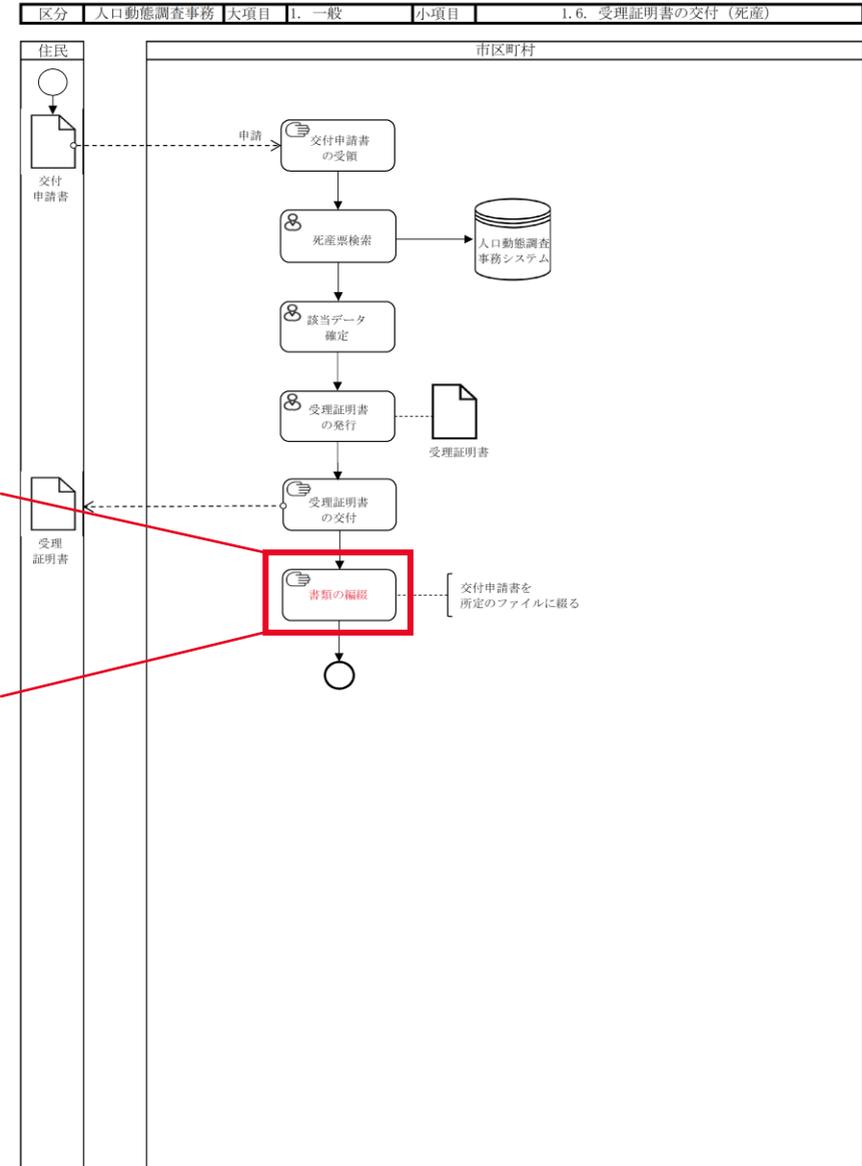
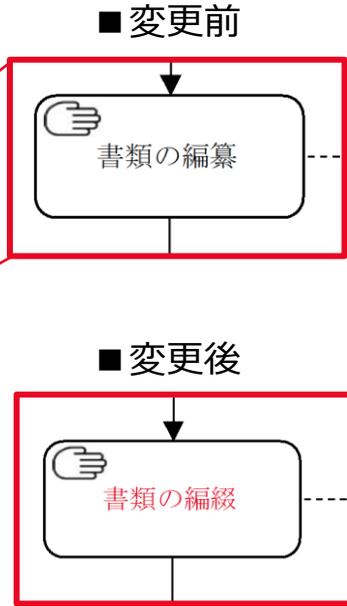
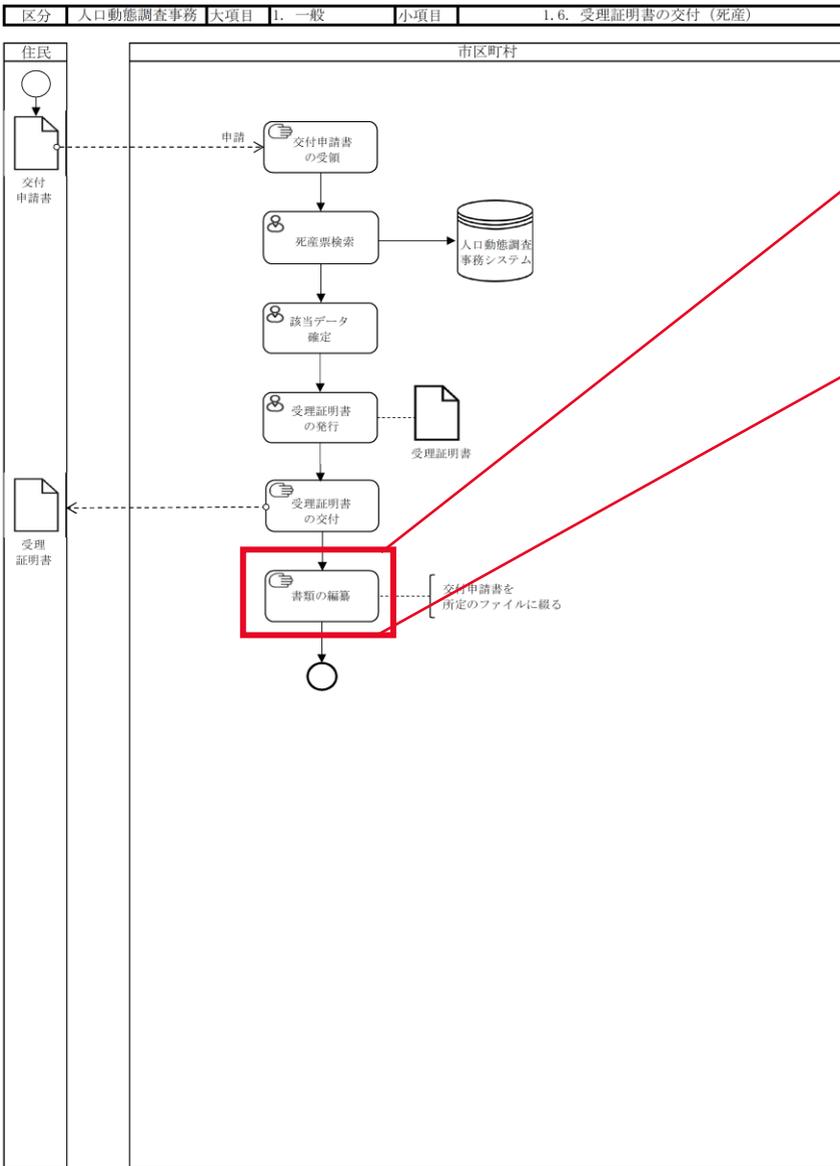
仕様書案

標準仕様書【第2.0版】（別紙1）業務フロー 1.6.受理証明書の交付（死産）

「書類の編纂」 → 「**書類の編綴**」

# Appendix) 標準仕様書の改定イメージ

- 標準仕様書（別紙1）業務フローの記載を「書類の編纂」から「書類の編綴」に変更する。



## 5. 氏名の振り仮名の対応について

### 現状

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が成立し、戸籍の氏名に振り仮名が振られることになった。
- 人口動態調査事務システム標準仕様書【第1.0版】における出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票の調査マスタには、想定される氏名の振り仮名の項目を追加した。
- 令和6年2月14日に戸籍のデータ要件・連携要件【第3.0版】が公開されたが、人口動態調査事務システムに連携されるデータ項目について、【第1.0版】で定義した振り仮名の項目と差異が発生していた。

### 方針

- 003\_戸籍\_機能別連携仕様【第3.0版】で示された連携ID：0030012（出生）のうち、**未定義項目である父の氏名の振り仮名と母の氏名の振り仮名**を、人口動態調査事務システム標準仕様書（別紙2-2）管理項目に定義する。

### 仕様書案

標準仕様書【第2.0版】（別紙2-2）管理項目 に以下を追加する。

#### 1.1.1.出生票（調査マスタ）

- 父の氏名の振り仮名
- 母の氏名の振り仮名

# Appendix) 新たに定義する氏名の振り仮名について

- 氏名の振り仮名が定義済みの項目と、新たに氏名の振り仮名を定義する1.1.1.出生票（調査マスタ）の標準仕様書案を示す。

## 氏名の振り仮名が定義済みの項目

No.	対象の調査票	定義済みの氏名の振り仮名
1	1.1.1.出生票 (調査マスタ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子の氏名の振り仮名</li> </ul>
2	1.2.1.死亡票 (調査マスタ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名の振り仮名</li> </ul>
3	1.3.1.死産票 (調査マスタ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>父の氏名の振り仮名</li> <li>母の氏名の振り仮名</li> </ul>
4	1.4.1.婚姻票 (調査マスタ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫の氏名の振り仮名</li> <li>妻の氏名の振り仮名</li> </ul>
5	1.5.1.離婚票 (調査マスタ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫の氏名の振り仮名</li> <li>妻の氏名の振り仮名</li> </ul>

## 新たに氏名の振り仮名を定義する項目

No.	対象の調査票	定義する予定の氏名の振り仮名
1	1.1.1. 出生票（調査マスタ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>父の氏名の振り仮名</li> <li>母の氏名の振り仮名</li> </ul>

### 大項目 1. 人口動態調査事務

1.1.1. 出生票（調査マスタ）	
管理項目	戸籍情報システムからの連携有無
レコードキー（事象コード）	●
レコードキー（事件簿番号）	
レコードキー（レコードナンバー）	
受領番号	●
子の氏名	●
子の氏名（電子媒体出力用氏名）	
子の氏名の振り仮名	●
父母との続き柄	●
性別	●
生まれたとき（年月日）	●
生まれたとき（午前午後の別）	●
生まれたとき（時）	●
生まれたところ	●
子の住所	●
都道府県名	●
市、郡、東京都の区	●
町、村、指定都市の区	●
字、丁目、番地、番号等	●
市区町村コード	●
父の氏名	●
父の氏名（電子媒体出力用氏名）	
父の氏名の振り仮名	●
父の生年月日	●
母の氏名	●
母の氏名（電子媒体出力用氏名）	
母の氏名の振り仮名	●
母の生年月日	●
父の国籍のコード	
父の国籍の名称	●
母の国籍のコード	
母の国籍の名称	●
同居を始めたとき	

## 6. 共同親権の対応について

現状

- 民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）により共同親権が導入されることとなり、離婚届の様式変更に伴い、人口動態調査の離婚票についても様式変更が必要となる。
- 現在、人口動態統計の調査票のうち、離婚票に記載する未成年の子の数は離婚届に基づき、人口動態調査必携に定義されているルールに従って入力が行われているが、現状のルールだと共同親権の子の数を正確に取得することができない。また、人口動態調査オンライン報告システムのファイルレイアウトには、共同親権の子の数を定義する箇所がないため項目の追加が必要となる。

方針

- 人口動態調査票の**離婚票の様式変更を検討する。**
- **人口動態調査オンライン報告システムと連携する際のファイルレイアウトの変更を検討する。**

仕様書案

- 関係省庁と調整中につき、対応方針が決まり次第、標準仕様書への反映を行う。

# Appendix) 現行の離婚票における親権に関する入力方法

人口動態調査必携に、離婚票の「未成年の子の数」(夫及び妻の親権を行う子の数)の入力方法が示されている。共同親権の場合の入力方法も示されているが、夫と妻で子の数を振り分けるなど特殊な入力方法になっているため、下記のとおりまとめる。

## 人口動態調査必携(8)〔離婚票の記入方法〕

### 「(5)未成年の子の数」欄

離婚届(5)「未成年の子の氏名」欄に記載された子の氏名を夫妻それぞれに数えて、子の数を夫妻の各欄に右詰めで記入すること。

共同親権の子の場合は、次のように記入すること。

- ・子の数が偶数の場合は夫と妻に均等に振り分けること。
- ・子の数が奇数で夫妻両方が外国籍の場合は均等に振り分け、割り切れない1人を夫に計上すること。
- ・子の数が奇数で夫妻の一方が外国籍の場合は均等に振り分け、割り切れない1人を日本国籍を有する方に計上すること。

なお、「夫が親権を行う子」と「妻が親権を行う子」の数を足して7人以上となる場合は確認し、誤りがなければ確認欄に(5)と記入すること。

離婚届(5)欄の親権を行う子の記載がないときは、離婚票「(5)未成年の子の数」欄は夫妻とも「0」と記入すること。

様式第5号(第6条関係)  
数字記入例 0123456789 人口動態調査離婚票 5 (和暦) 年 月 日 市区町村号  
市区町村符号及び保健所符号 事件簿番号 (和暦) 年 月 日 保健所号  
市区町村 月 (1) 夫 (和暦) 年 月 妻  
受 付 月 氏名及び 生 年 月  
(2) 夫 (3) 妻 (4) 未成年の子の数 (5) 夫が親権を行う子 (6) 妻が親権を行う子  
国 日本 外国 国籍 別居する前の住所 別居する前の世帯の主な仕事 別居する前の夫 妻  
備考

### 【参考】共同親権の入力例と問題点

子の数	夫	妻	備考	問題点
1	1	0	夫婦両方外国籍、 妻が外国籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子の数はわかるが、 単独親権か共同親権 かを判別出来ない。</li> </ul>
2	1	1		
3	1	2	夫婦両方外国籍、 夫が外国籍	
4	2	2		

## 7. 人口動態調査オンライン報告システムとの連携仕様について

### 現状

- 標準仕様書【第1.0版】には標準仕様書第三版（令和3年12月改訂）を更新しないことが記載されている。
- 人口動態調査オンライン報告システムとの連携仕様は標準仕様書第三版（令和3年12月改訂）に定義されている。
- データ要件・連携要件に人口動態調査オンライン報告システムへの出力ファイル仕様は記載されていない。
- 共同親権の対応によって離婚票の様式変更が行われた場合、人口動態調査オンライン報告システムの出力ファイルに項目が追加される見込みである。

### 方針

- 標準仕様書第三版（令和3年12月改訂）から、人口動態調査オンライン報告システムとの連携に関する内容を抽出のうえ、**外部連携の仕様を定義する仕様書を新たに作成し、標準仕様書の別冊として位置付ける。**
- **標準仕様書第三版（令和3年12月改訂）は、今後も更新は行わない。**

### 仕様書案

#### 標準仕様書【第2.0版】（本編）

- 目次に「別冊（外部連携仕様書）」を追加する。
- （5）他システムとの連携機能に人口動態調査オンライン報告システムとの連携仕様については、（別冊）外部連携仕様書として示すことを追加する。

#### 別冊（外部連携仕様書）

- 標準仕様書第三版（令和3年12月改訂）から外部連携に関する内容を抽出し作成する。

# Appendix) 標準仕様書 (別冊)

- 標準仕様書第三版（令和3年12月改訂）から人口動態調査オンライン報告システムとの連携に関する内容を抽出し、標準仕様書の別冊とする。

別冊  
人口動態調査事務システム  
外部連携仕様書

業 務 名		
人口動態調査オンライン報告システムへデータ連携するための電子媒体出力		
No.	処 理 内 容	備 考
1	電子データでの報告を行う処理である。	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票出力</li> <li>全てのレコードをテキスト形式で使用する電子媒体に出力する。</li> <li>文字コードはS-JISまたは、UNICODEを使用する。</li> <li>外字出現情報一覧表出力</li> </ul> 調査票出力において、外字を使用している調査票データについて「外字出現情報一覧表」にプリント出力する。	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>出力のファイルレイアウトは、各電子媒体出力ファイルのレイアウトを使用する。</li> <li>ファイルの命名規則</li> <li>ファイル名は「X9xx9999.txt」とする。</li> <li>X(文字コード) S : S-JIS U : UNICODE</li> <li>9(外字コード桁数) 2 : 2桁 4 : 4桁</li> <li>xx(事象) bi : 出生 nb : 出生 (備考用) de : 死亡 nd : 死亡 (備考用) fe : 死産 nf : 死産 (備考用) ma : 婚姻 nm : 婚姻 (備考用) di : 離婚 ni : 離婚 (備考用)</li> <li>9999(枝番)何枚中の何枚目 ox.1002(10枚中の2枚目)</li> <li>全てのレコードの最後に「CRLF」を付加する。</li> <li>UNICODEで外字を使用する場合は、UTF16-LE (リトルエンディアン)を使用する。</li> <li>氏名は、調査票マスタの「電子媒体出力用氏名」欄を使用する。</li> <li>外字を出力する場合は、「外字出現フラグ」をON("1":外字あり)に設定する。</li> <li>使用する電子媒体は、物理的に初期化が行えること。</li> <li>FDIに出力する場合は、1.44MB以内に出力すること。</li> </ul>	

外部連携仕様 (調査票出力ファイル)					
ファイル名称				レコード長	
電子媒体出力ファイル (出生)				(S-JIS) 1713/(UNICODE) 1868	
No.	項目名	桁数	固定値	備考	
01	02 調査票ファイル区分	9 1	1		
02	02 外字出現フラグ	9 1		0: なし、1: あり	
03	02 市区町村符号及び保健所符号				
04	03 都道府県コード	9 2		固定値 (自動付与)	
05	03 市区町村コード	9 3		固定値 (自動付与)	
06	03 支所・出張所コード	X 1		固定値 (自動付与)	
07	03 保健所コード	9 2		固定値 (自動付与)	
08	02 事象コード	9 2	01	01: 出生票、02: 死亡票、03: 死産票、04: 婚姻票、05: 離婚票	
09	02 事件簿番号	9 4		「0001」～	
10	02 市区町村受付年月日				
11	03 年	9 4		西暦	
12	03 月	9 2			
13	03 日	9 2			
14	02 入力モード	9 1		1: 新規、2: 訂正、3: 削除、4: 追加	
15	02 子の氏名	K 50			
16	02 父母との続き柄	9 1		1: 嫡出子、2: 非嫡出子	
17	02 性別	9 1		1: 男、2: 女	
18	02 生まれたとき				
19	03 年	9 4		西暦	
20	03 月	9 2			
21	03 日	9 2			
22	03 午前・午後の区別	9 1		1: 午前、2: 午後	
23	03 時	9 2			
24	02 生まれたところ	9 1		1: 日本、2: 日本外	

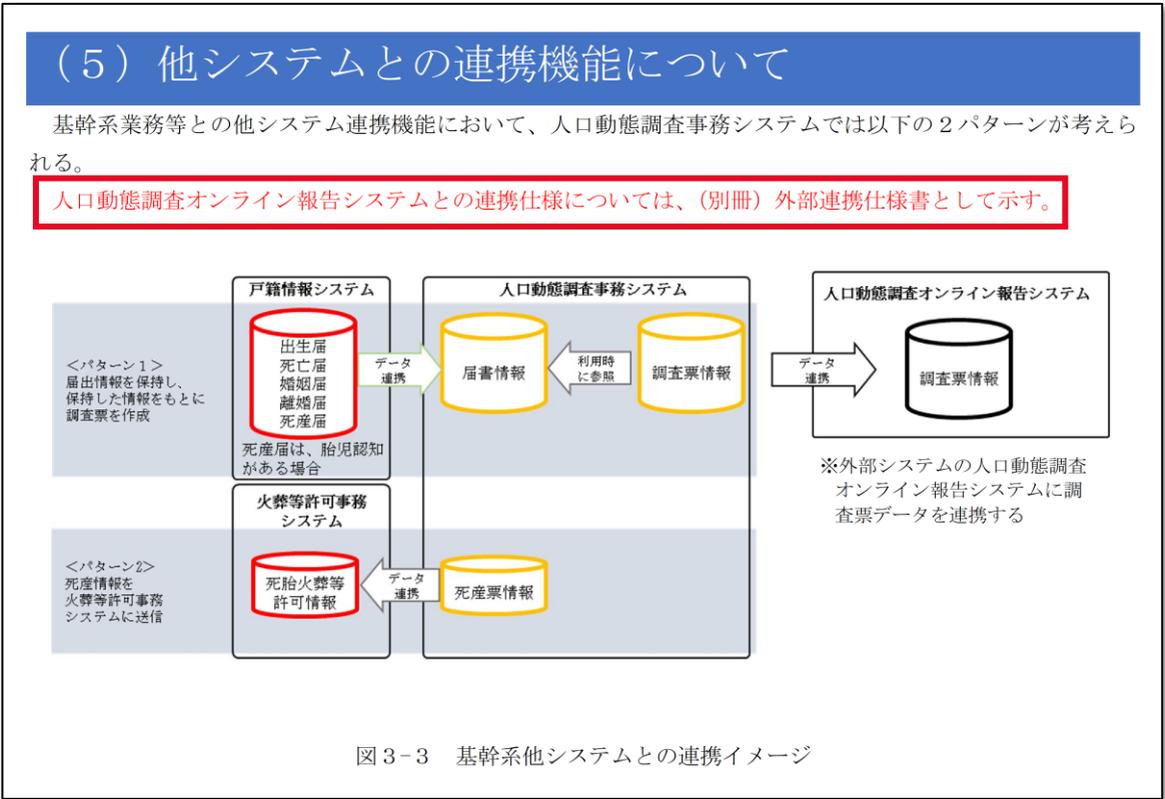
# Appendix) 標準仕様書 (本編)

- 人口動態調査事務システム標準仕様書【第2.0版】 P25に (別冊) 外部連携仕様書の内容を記述する。

目次

第1章 本仕様書について	4
1. 背景	5
2. 目的	6
3. 対象	7
4. 本仕様書の内容	10
5. 標準仕様書第三版の取扱い	14
第2章 業務フロー	15
1. 業務フローについて	16
第3章 機能・帳票要件	19
1. 機能・帳票要件	21
2. 帳票詳細要件	32
第4章 データ要件・連携	34
1. データ要件・連携要件について	35
第5章 非機能要件	36
1. 非機能要件について	37
第6章 用語	38

(別紙1) 業務フロー  
(別紙2-1) 機能・帳票要件  
(別紙2-2) 管理項目  
(別紙3) 帳票詳細要件  
(別紙4) 帳票レイアウト  
**(別冊) 外部連携仕様書**



## 8. 調査票の備考欄の活用方法について

現状

- 標準仕様書第三版（令和3年12月改訂）の3-1制御機能一覧の備考欄処理に、調査票の各項目の文字制限が超過した場合に、備考欄を活用できる記載がある。
- 一方で、標準仕様書【第1.0版】には、調査票の各項目の文字制限が超過した場合に、備考欄を活用する要件の記載はない。

方針

- 標準仕様書（別紙2-1）機能・帳票要件に対して、調査票の各項目の**文字制限を超過した際に、備考欄を活用できる要件を追加する。**

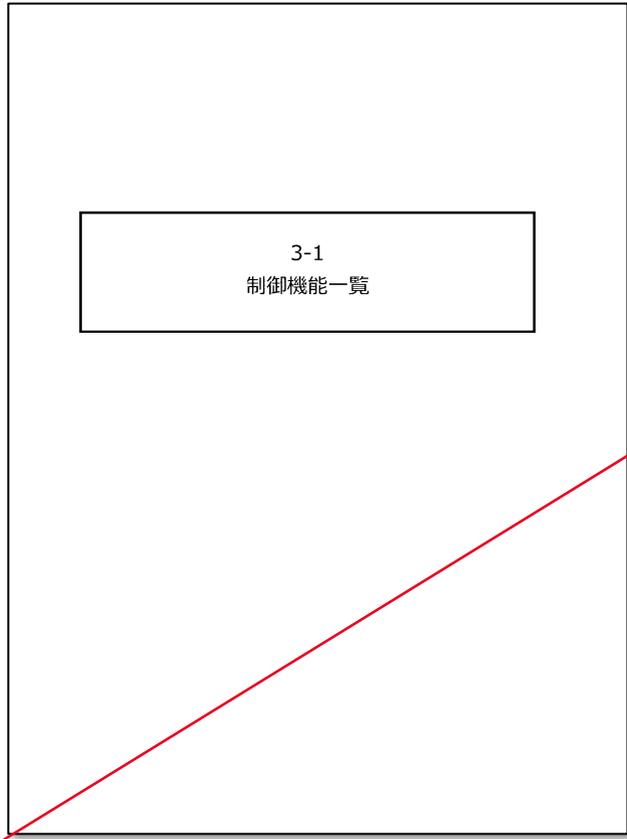
仕様書案

標準仕様書【第2.0版】（別紙2-1）機能帳票要件

大項目 : 01 調査票  
中項目 : 1.1 調査票作成機能  
小項目 : 1.1.221 備考欄の活用  
機能名称 : 備考欄処理  
機能ID : 0380313  
機能要件 : **文字列入力欄の文字数制限を超過した場合は備考欄を活用し入力すること。**  
実装類型 : 実装必須  
要件の考え方・理由 : 文字数制限を超過する場合は備考欄を活用すること。

# Appendix) 標準仕様書第三版（令和3年12月改訂）\_備考欄に関する記述について

- 標準仕様書第三版（令和3年12月改訂）に備考欄の活用方法の詳細が記載されている。



処理画面における制御機能一覧 [参考]		作成年月日	改定年月日	版	登録番号	作成者	備考
		2001. 03. 01	2021. 12. 31	3	H30000	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室 業務名：共通	
制御機能	内 容						備 考
前頁	調査レコードの表示画面において、1レコードを複数の画面に展開するとき、または複数のレコードを連続して画面に展開するとき前の画面に制御を渡す場合に有効である。ただし、表示画面内での入力項目の単体チェックが終了していない場合は無効である。また、「頁」は当該処理内でのみ有効な概念で、処理を越えてこの機能が働くことはない。						
	エラーメッセージ	E12xxx：入力ミスがあります。修正しないと前頁には戻れません。[確認：Y]					
	エラーメッセージ	E13xxx：前頁は存在しません。[確認：Y]					
備考欄 処理	「人口動態項目入力」、「全項目入力」及び「修正入力」における、全ての事象、全ての入力項目について有効である。「人口動態調査必携」において備考欄記載を明示した項目および該当するケースについては、それぞれのチェック仕様で記載しているが、その他の項目についても必要な場合は使用しうることとし、どの項目においてもこの機能を選択した場合は備考欄への入力を準備する。この場合備考欄への入力が終了すると、その項目に係る内容審査は終了したものとす。したがって入力制御は次の項目に移動するが、当該画面の最終項目の場合は当該画面の最初の項目に制御を戻す。						
確認欄 処理	「人口動態項目入力」、「全項目入力」及び「修正入力」における、全ての事象、全ての入力項目について有効である。「人口動態調査必携」において確認欄記載を明示した項目および該当するケースについては、それぞれのチェック仕様で記載しているが、その他の項目についても必要な場合は使用しうることとし、どの項目においてもこの機能を選択した場合は確認欄への入力を準備する。この場合確認欄への入力が終了すると、その項目に係る内容審査は終了したものとす。したがって入力制御は次の項目に移動するが、当該画面の最終項目の場合は当該画面の最初の項目に制御を戻す。						
<p>○ 画面での制御方法は特に指示しない。 したがって①特にキーを指定してその機能をアサインする。②メニューに一項目を設定する。③画面内に別のメニューを表示する等、いずれの方法でもよい。 ただし、システム内では一貫性が必要である。</p> <p>○ メッセージコードでの後半3桁（xxxの箇所）は、処理及び事象を示す。 [例：E01311=「出生」調査票の人口動態項目入力画面での「終了」処理選択への応答要求。]</p>							

備考欄 処理	「人口動態項目入力」、「全項目入力」及び「修正入力」における、全ての事象、全ての入力項目について有効である。「人口動態調査必携」において備考欄記載を明示した項目および該当するケースについては、それぞれのチェック仕様で記載しているが、その他の項目についても必要な場合は使用しうることとし、どの項目においてもこの機能を選択した場合は備考欄への入力を準備する。この場合備考欄への入力が終了すると、その項目に係る内容審査は終了したものとす。したがって入力制御は次の項目に移動するが、当該画面の最終項目の場合は当該画面の最初の項目に制御を戻す。
-----------	---

# Appendix) 標準仕様書の改定イメージ

- 標準仕様書（別紙2-1）機能・帳票要件に、備考欄の活用方法に関する機能要件を追加する。

## ■変更前

### 人口動態調査事務システム

#### 機能・帳票要件【第1.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)  
◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
04 受理証明書													
04 受理証明書	4.4 受理証明書出力機能	4.4.2 出力	出力		0380312	機能ID:0380310で表示された死産票一覧から選択した死産票について受理証明書を出力できること。 ※1 複数出力可。 ※2 出力前に出力先及び管掌者を設定できること。 ※3 イメージ表示ができること。			◎	◎			令和8年4月1日

## ■変更後

### 人口動態調査事務システム

#### 機能・帳票要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装類型)  
◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
04 受理証明書													
04 受理証明書	4.4 受理証明書出力機能	4.4.2 出力	出力		0380312	機能ID:0380310で表示された死産票一覧から選択した死産票について受理証明書を出力できること。 ※1 複数出力可。 ※2 出力前に出力先及び管掌者を設定できること。 ※3 イメージ表示ができること。			◎	◎			令和8年4月1日
01 調査票	1.1 調査票作成機能	1.1.221 備考欄の活用	備考欄処理		0380313	文字列入力欄の文字数制限を超過した場合は備考欄を活用し入力すること。			◎	◎	文字数制限を超過する場合は備考欄を活用すること。		令和8年4月1日

## 9. 戸籍情報システムからの死産届データの連携について

現状

- 標準仕様書【第1.0版】の（別紙2-2）管理項目の「1.3.1.死産票（調査マスタ）」には、戸籍情報システムからの連携項目が定義されている。
- 戸籍情報システムから死産票データが連携される条件として、認知された胎児が死体で生まれたときのみ該当することが標準仕様書に記載されておらず、データ連携の条件が読み取れない。

方針

- 標準仕様書（別紙2-2）管理項目に、**戸籍情報システムからデータが連携される条件として、胎児認知に該当する場合であることを補足する。**

仕様書案

標準仕様書【第2.0版】（本編）

- 「図3-3 基幹系他システムとの連携イメージ仕様書」に死産届の連携を追加する。

標準仕様書【第2.0版】（別紙2-2）管理項目

- 仕様書に下記の条件を追加する。

**※戸籍情報システムからの連携は、戸籍法第65条（認知された胎児が死体で生まれたとき）に該当する場合に連携する。**

# Appendix) 標準仕様書 (本編)

- 人口動態調査事務システム標準仕様書【第2.0版】(本編) P25に死産届のデータ連携について記述する。

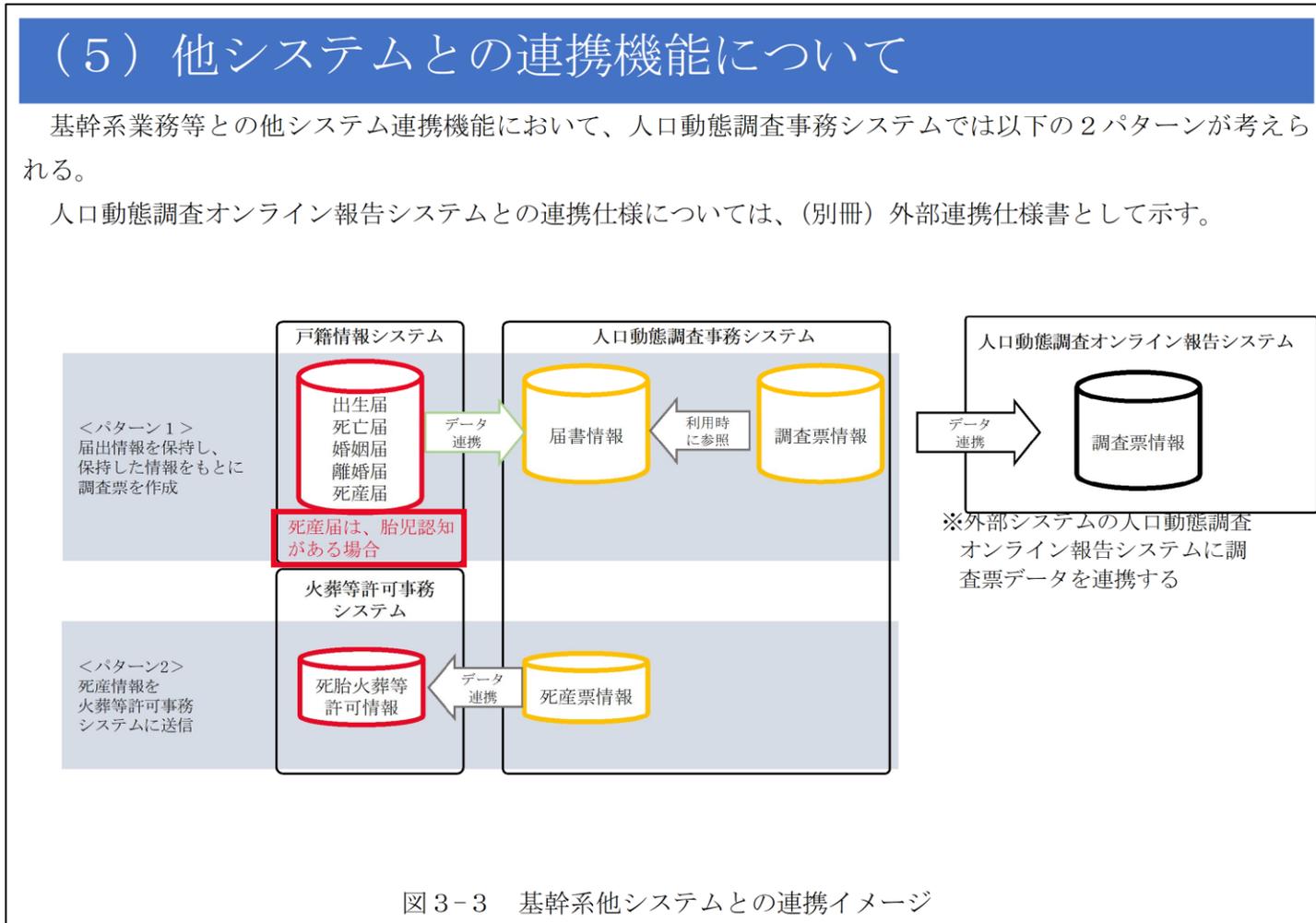


図3-3 基幹系他システムとの連携イメージ

# Appendix) 標準仕様書の改定イメージ

- 標準仕様書（別紙2-2）管理項目 に、死産票データが連携される条件が胎児認知に該当するときであることを記載する。

大項目	1. 人口動態調査事務	
1.3.1. 死産票（調査マスタ）		
管理項目	戸籍情報システムからの連携有無	
レコードキー（事象コード）	●	※
レコードキー（事件簿番号）	●	※
レコードキー（レコードナンバー）		
受領番号	●	※
婚姻直前の父の本籍	●	※
婚姻直前の母の本籍	●	※
父の国籍のコード		
父の国籍の名称	●	※
母の国籍のコード		
母の国籍の名称	●	※
父の氏名	●	※
父の氏名（電子媒体出力用氏名）	●	※
父の氏名の振り仮名	●	※
父の生年月日	●	※
父の年齢		
母の氏名	●	※
母の氏名（電子媒体出力用氏名）	●	※
母の氏名の振り仮名	●	※
母の生年月日	●	※
母の年齢		
死産児の男女別		
死産児の嫡出子か否かの別		
死産があった時（年月日）		
死産があった時（午前午後の別）		
死産があった時（時分）		
死産があった時の母の住所		
死産があった時の母の住所（都道府県名）		
～中略～		
死産に立ち会ったもの		
母体保護法によるか否か（疾患）		
母体保護法によるか否か（疾患名又は理由）		
多胎児の場合他の子の事件簿（出生・死産の別）		
多胎児の場合他の子の事件簿（事件簿番号）		
自然死産の原因・人工死産の理由		
自然死産の原因・人工死産の理由（(ア)母の側の直接原因又は理由）		
自然死産の原因・人工死産の理由（(イ)母の側の(ア)の原因）		
自然死産の原因・人工死産の理由（(ウ)母の側の(イ)の原因）		
自然死産の原因・人工死産の理由（(エ)母の側の(ウ)の原因）		
自然死産の原因・人工死産の理由（母の側のI欄に影響を及ぼした傷病名等）		
確認フラグ（項目No.）		
確認フラグ（コメント）		
備考欄		

管理項目	戸籍情報システムからの連携有無
レコードキー（事象コード）	●※
レコードキー（事件簿番号）	●※
レコードキー（レコードナンバー）	
受領番号	●※
婚姻直前の父の本籍	●※
婚姻直前の母の本籍	●※
父の国籍のコード	
父の国籍の名称	●※
母の国籍のコード	
母の国籍の名称	●※
父の氏名	●※
父の氏名（電子媒体出力用氏名）	●※
父の氏名の振り仮名	●※
父の生年月日	●※
父の年齢	
母の氏名	●※
母の氏名（電子媒体出力用氏名）	●※
母の氏名の振り仮名	●※
母の生年月日	●※

※戸籍情報システムからの連携は、戸籍法第65条（認知された胎児が死体で生まれたとき）に該当する場合に連携する。

※戸籍情報システムからの連携は、戸籍法第65条（認知された胎児が死体で生まれたとき）に該当する場合に連携する。

# 10. 印刷設定の機能要件の変更について

現状

- 標準仕様書の改定に向けて見直しを行ったところ、印刷に関する機能要件は標準仕様書【第1.0版】の（別紙2-1）機能・帳票要件に、標準オプション機能として定められていることが判明した。
- 加えて、機能要件の内容について、カラー印刷等の運用に即していない機能が定義されている。

方針

- 標準仕様書【第1.0版】の（別紙2-1）機能・帳票要件に定められている**印刷設定の機能要件の見直しを行い、印刷時の出力プリンタの変更と用紙（カセット）指定ができることを定義する。**
- 運用において印刷は必須であるにも関わらず、印刷設定に関する機能要件が標準オプション機能であることは望ましくないため、**標準オプション機能から実装必須機能に変更する。**

仕様書案

標準仕様書【第2.0版】（別紙2-1）機能帳票要件

大項目	: 00 共通
中項目	: 0.5 帳票出力機能
小項目	: 0.5.5 印刷設定
機能名称	: 印刷設定
機能ID	: 0380043
機能要件	: <b>印刷時の出力プリンタの変更、用紙（カセット）指定ができること。</b>
実装類型	: <b>実装必須</b>

# Appendix) 標準仕様書の改定イメージ

- 標準仕様書（別紙2-1）機能・帳票要件の帳票出力機能について、機能要件の見直しを行い、実装類型を標準オプション機能から実装必須機能に変更する。

## ■ 変更前 人口動態調査事務システム

### 機能・帳票要件【第1.0版】

（自治体規模ごとの実装類型）  
◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00共通													
00 共通	0.5 帳票出力機能	0.5.3 一括出力	一括出力		0380041	出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。			◎	◎	職員の利便性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.5 帳票出力機能	0.5.4 プリンタ選択	プリンタ選択		0380042	出力先のプリンタの設定ができること。			◎	◎			令和8年4月1日
00 共通	0.5 帳票出力機能	0.5.5 印刷設定	印刷設定		0380043	印刷時の出力プリンタの変更、用紙(カセット)指定、原稿の向き、出力先の指定、カラー/白黒選択、解像度指定ができること。			○	○			令和8年4月1日

## ■ 変更後 人口動態調査事務システム

### 機能・帳票要件【第2.0版】

（自治体規模ごとの実装類型）  
◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00共通													
00 共通	0.5 帳票出力機能	0.5.3 一括出力	一括出力		0380041	出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。			◎	◎	職員の利便性向上による。		令和8年4月1日
00 共通	0.5 帳票出力機能	0.5.4 プリンタ選択	プリンタ選択		0380042	出力先のプリンタの設定ができること。			◎	◎			令和8年4月1日
00 共通	0.5 帳票出力機能	0.5.5 印刷設定	印刷設定		0380043	印刷時の出力プリンタの変更と用紙(カセット)指定ができること。			◎	◎			令和8年4月1日